

令和7年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日(木) 13時30分から14時22分

2. 開催場所 基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 岡田 修一	
会長職務代理	10番 小松 和啓	17番 岡本 博臣
委員	1番 竹村 純吉	2番 藤原 新市
	4番 西尾 文彰	5番 堤 昭雄
	7番 上島 陽子	8番 西村 広幸
	12番 山内 茂	13番 三木 克司
	15番 竹平 豊久	16番 三谷 富重
		3番 宗石 大輔
		6番 村上 千世
		9番 竹村 雄介
		14番 森田 良彦
		18番 有光 収三

4. 欠席委員 (1名)

11番 門脇 義人

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第4号	使用貸借返還通知報告について
	第5号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第6号	香美市農業振興地域整備計画について
	第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) それではただ今から、令和7年第4回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。 となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。田植えとか忙しい中お集まりくださいますと有難うございます。本日の議案訂正はありません。本会にあたりまして議事録署名人を指名させていただきます。竹村委員と藤原委員にお願いします。よろしくお願います。それと欠席は門脇委員さんです。それでは順次会に入っていきます。

と思います。

議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は11件となっています。事前にお配りしている議案書を確認をいただきたいと思います。それでは順次提案させていただきます。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野の農地で面積は553㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野と大平の農地8筆で合計面積6,369㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町宮ノ口の農地2筆で、合計面積は392㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田の農地で、面積は910㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田の農地で、面積は1,216㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町影山の農地で、面積は339㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々の農地で、面積は198㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵の農地で、面積は422㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は8です。

9番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相の農地で、面積は191.73㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は9です。

10番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町蔵野の農地11筆で、合計面積は3,427㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は10です。

11番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大西の農地2筆で、合計面積は296.71㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は11です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

以上、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をして頂きたいと思いますが、何かありませんか。格段無いようですが、いかがでしょう。

———質疑なし———

議長

無ければ、採決に入りますが、ご異議ありませんか。

———異議なし———

議長

はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長

はい、全員賛成です。有難うございます。
続きまして、議案第2号非農地証明願いについて説明をお願いします。

事務局

議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

		1 番、申請地は土佐山田町逆川字別当 1998 番 1、地目は田、面積は 102 m²、利用状況は宅地への進入路及び法面、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は中越推進委員で資料は 12 です。以上です。
議	長	そしたら、補足説明を中越推進委員さん、すいませんがお願いします。
推 進 委 員 (6 番)		すいません、写真資料の 12-1 と 12-2 を見ていただきたいと思います。もう 50 年以上前に車で上がれる状態にしたいということで加工して 12-2 のごとく問題は無いと思います。以上です。
議	長	はい、有難うございました。それでは議案第 2 号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。 ——— 質 疑 な し ———
議	長	格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。 ——— 異 議 な し ———
議	長	はい、それでは議案第 2 号非農地証明願いについてですが、賛成の方は挙手をお願いします。 ——— 全 員 挙 手 ———
議	長	はい、有難うございました。全員賛成です。有難うございました。 それでは続きまして報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明をお願いします。
事 務 局		報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。 報告案件は 4 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。 1 番、申請地は土佐山田町佐野の農地で面積 654.54 m²、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 2 番、申請地は土佐山田町須江の農地 5 筆で合計面積 11,728 m²、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 3 番、申請地は土佐山田町町田の農地 8 筆で合計面積 1,106 m²、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 4 番、申請地は香北町太郎丸の農地で面積 880 m²、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。
議	長	はい、報告第 3 号ですが、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明がありました。何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段無いですか。 ——— 質 疑 な し ———
議	長	格段無いようですので、報告のみとさせていただきます。 それでは続きまして報告第 4 号使用貸借農地返還通知報告について説明をお願いします。
事 務 局		報告第 4 号 使用貸借終了農地返還通知についてです。 報告案件は 3 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。 1 番、申請地は土佐山田町山田の農地で、面積は 910 m²、貸人及び借人、解

約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

2番、申請地は土佐山田町東川の農地で、面積は1,672㎡、貸人及び借人、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

続いて3番、申請地は土佐山田町東川の農地6筆で、合計面積は3,038㎡、貸人及び借人、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議 長 はい、報告第4号です。使用貸借終了農地返還通知報告について説明がありました。何かご質問があれば受けたいと思います。

———質 疑 な し ———

議 長 ありませんね。格段無いようですので報告のみとさせていただきます。
それでは続きまして報告第5号農地法第5条の規定による届出についての報告につきまして、説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 農地法第5条届出報告についてです。
報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町4丁目の農地2筆で、合計面積は355㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は13です。以上です

議 長 はい、議案第5号です。農地法第5条の規定による届出について説明がありました。何かご質問があれば受けたいと思いますが。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので報告のみとさせていただきます。
それでは続きまして議案第6号香美市農業振興地域整備計画について諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 農林課の岡村と申します。本日はよろしくお願いいたします。現在香美市におきまして農業振興地域整備計画の全体見直しを行っているところでございます。農業振興地域整備計画とは農業振興地域の整備に関する法律、訳して農振法とも言いますが、この農振法に基づき農業振興地域内の土地利用をはじめとして農業振興に関する施策を計画的に推進するために市町村が定める計画となっております。全体見直しは農業振興地域整備計画の変更として位置づけられてまして農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する第1項の規定により農業振興地域整備計画を変更する際は農業委員会に意見を聴くものとされていることから、今回意見聴取をおこなうものであります。
それではまず初めにこの度の委員改正により新しく委員になられた方もいらっしゃるかと思いますので、農業振興地域の概要から説明させていただきます。農業振興地域とは農振法に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当である地域としまして都道府県知事が関係市町村と協議して指定する地域になります。本市では都市計画法に基づく市街化区域、規模の大きな森林の地域やゴルフ場等を除いた地域が農業振興地域に指定されており、32,608haが農業振興地域となっております。お手元の資料で表紙に農業振興地域整備計画書(案)と書かれた冊子があると思いますが、その後ろの方に土地利用計画図というA3の図面が折り込まれていると思いますが、その図面を見ていただけたらと思います。よろしいでしょうか。計画附図1号土地利用計画図と書かれたA3の図面ですが、こちらの青い線で囲まれた範囲が農業振興地域となっております。農業振興地域のうち今後概ね10年以上にわたり農業上の利用を図るべき区域を農用地区域として定めています。この農業振興地域内農用地区域内の農地を略し

て農振農用地、または青地とも呼ばれています。一方農業振興地域内にはあるが、農用地域域に入っていない農地を農業振興地域内農用地域域外農地と言い、青地に対して白地と呼ばれています。先程の土地利用計画図で言いますと黄色などで色付けされた箇所が農用地域域となります。また農用地域域に設定されている土地は農業状の用途が定められています。この図面右下の凡例と書かれた箇所にあるように農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地の4つに区分されています。これらの用途について簡単に説明しますと農地というのは農作物の耕作を目的とした土地で田や畑のこととなります。採草放牧地というのは農地以外で採草や放牧に利用されているものでざっくり言いますと牧場になります。混牧林地は木や竹の生育地に放牧等をしている土地になります。農業用施設用地とは畜舎、農機具倉庫などの農業用施設として利用されている土地になります。この農用地域域として指定された場合には農地以外への土地利用は制限され、原則として農地転用ができません。

続きまして今回の農業振興地域整備計画の変更に関するガイドについてご説明を申し上げます。今回の計画変更の経緯としては国の基本指針及び県の基本方針が改訂された事また本市の現行の計画が平成 23 年度に実施した前回の全体見直しから 10 年以上が経過しており、本市を取り巻く社会強制の変化も大きいことなどから全体見直しを実施するものです。全体見直しにおける主な変更点としては前回の全体見直しから現在まで実施された各種統計情報の更新、農業関係の各種事業の計画及び実績等の更新、農用地利用計画の変更となっております。

整備計画書の変更の箇所につきましては時間の都合もありますので細かい説明については割愛させていただきたいと思えます。また農用地利用計画につきましては整備計画書の別記として農用地域域に指定した土地の地番を例規したのようになりますが、市全体で約 5 万筆あり、ページ数も多いことから資料としては今回割愛させていただいておりますことをご了承ください。

続きましてこの農用地利用計画の変更をどのような方針で行ったのかを説明させていただきます。

まず農振農用地への編入ですけれども今年度以降に基盤整備事業等の対象農地となる予定がある土地で農振農用地に指定されていない土地は編入することとしました。

次に農振農用地からの除外ですが、農地台帳、固定資産税の課税地目標、またシステム上の航空写真などを用いて一筆ごとに地目判読を実施し、山林原野化するなどして既に農地で無くなっている土地で今後も農地としての利用を認めない土地は除外することとしました。なお多面的機能支払交付金時事業や中山間地域等の直接支払い交付金事業の受益地については除外しますと交付金の算定に影響があることも考えられることから原則として除外はしていません。また、現在土佐山田町楠目地区で産業団地の開発が計画されておりますが、その開発区域内にある土地については関係部署との協議の上、今回の全体見直しを受け、除外することとしております。その他利用実態に合わせた用途区分の変更を行うこととしております。以上これらの方針に従って農用地利用計画の変更を行い、変更後の農地用区域の面積を集計したところ、2,024.3ha となり、変更前の農用地域域の面積 2,584.9ha から比較すると 561.5ha の減少となっております。農用地域域の面積が減少した理由としては先程変更方針の中でも説明をしましたが、航空写真等を用いた地目判読の結果、現況が非農地となっている土地が相当数ありましたのでそれが除外したことによるものが大きいと思えます。数値上はかなりの面積が減少したように思いますが、今回の全体見直しによって実態に即した数値になったと考えていただけたらと思います。用途区分ごとの面積の詳細については議案書の中にあると思いますけど、左肩に別紙様式第 6 号と書かれたものに記載をしておりますので、合わせて確認していただけたらと思います。少し走り走りになりましたが、以上が今回の農業振興地域整備計画の全体見直しの変更案の概要となります。なお参考まで

に今後のスケジュールを申しますと、変更案に対する県との事前相談いわゆる下協議が3月末に完了し、4月現在、農業委員会を始め関係機関に意見聴取を行っているところでございます。意見聴取のあとは県へ事前協議を行い、その後、公告縦覧期間を経て異議申し立て、異議申し出がない場合は最終的に知事の同意を得て全体見直しが必要完了する流れとなっております。スムーズに事務が進めば夏頃までには完了するのではないかと考えております。以上でございます。よろしくお願い致します。

議長 以上説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思いますが、何か質問はございませんか。

事務局 なかなか難しいき、ずっと分からんですけれど、ようは山林らあをもう山林とか宅地化してるところは、それでも残っているところが何箇所かございます。それを岡村班長が除けてくれてます。これ除けちよかんと、さっきも出てましたけど、非農地証明とか、そういったものがワンクッションまた手続きが増えて半年とか1年とかかかってしまいますんで、それをまあ未然に無くすという作業を今回行ってくれております。

推進委員 (10番) すいません。6ページ、美良布地区の説明の中に萩野川両岸に展開する、こう書いてますよね。萩野川両岸というのがはどこからどこまでです。これ岩改、萩野、橋川野から全部はいるのかよ。

事務局 その辺も含めて美良布地区結構広く取ってますので、それとか含んでます。

推進委員 (10番) 萩野川両岸と書いちゅうろう、両岸とはどういう、どこからどこまで。私、橋川野ですきね、橋川野もこのが入ると思うけど

事務局 橋川野も入ります。はい。

推進委員 (10番) ほんならこれ岩改、萩野、橋川野。

事務局 そうですね。

推進委員 (10番) それから、太郎丸、その一部が全部入っちゅうがです。

事務局 そのように思うていただいて、はい、香北は基本、大きくは美良布と西川、それと曉霞ですね、それと在所、

推進委員 (10番) それはえいわけよ。
萩野川両岸って書いちゅうき、意味を開きゆうがよ。両岸とはどこかってことを。それだけよ。ここへほら萩野川両岸に展開する農地は耕作条件が悪くって書いちゅうき。

事務局 今の現時点の計画からそこはそうように書かれてたのでそこについては今の計画から触っては、変更とかしてないんですけど、従前からそうようになってましたので、場所っていうたら、萩野川がちょっと私も正確にはちょっと理解してないところですけども。

推進委員 (10番) 基盤整備は困難と思われ、農道もこの地域っていうのは私らあも知つちよらあいかんげよ。全体でも入るかどうか。ダム周辺環境整備事業、これをずっと付けちゅうきが1~13ありますわね。

ダム周辺環境整備事業はこれ一定のお金は決まっちゃう

事 務 局	決まってます。受益者負担はあると思います。
推 進 委 員 (10 番)	これ 1 年以内で済まざったら次へまた申請せなあいかん、そういうことじゃない。
事 務 局	ダム周辺の整備の事業は私らあもちよっと担当じゃないので詳しいことは。
推 進 委 員 (10 番)	ああ、そうか。
事 務 局	分からないですけど、建設課とか支所
推 進 委 員 (10 番)	この全部がダム周辺じゃから。
事 務 局	主に香北地域を場所としてやってるような。
推 進 委 員 (10 番)	私らあも申請するけど、もうこれはダメっていうことやきよ、事業がこればあよけいあつたら、13 地区がやりよつたら無理よ、そりゃあ。
事 務 局	ダム周辺やき
推 進 委 員 (10 番)	そうそう、堰を直したり、ダム周辺で使いたい言うたて、ここへ出てきちよらあね。なかなか整備っていうのはなかなか困難ね。
事 務 局	自分らあの地区らあのダム周辺の要望は出してますけど、だいたい 5 年以上待たされてるんで、やっぱり要望が多いので緊急とかそういったところを優先してやってるように担当課から聞いてますけども。
推 進 委 員 (10 番)	ようはのうのえいところからやっていて、いうたら萩野川周辺のこのような水路を直すっていうたらちよっともうおまんらあ退いて下さいって感じよね。
事 務 局	やりやすいっていうよりも、緊急性とか必要性とかそういったところを重視して、ようは手を上げた順ではないっていうことは聞いておるんで、先に手を挙げて後から手を挙げたところが先やっていくとかそこらあは聞いておりますけども、ちよっと、今この場でその事業の担当者も居ないのではっきりしたことは申し上げられないんですけど。
推 進 委 員 (10 番)	なぜこういうことを聞くかっていうたら、市長との懇談会の時にそういうのは私らあ出しちゅうわけ。結局水路と農道、これが一番重要なんです。うちの地域でも皆のところもそうだと思います、水路の改修とか、それが一番大事というか、わかりましたと言うて、わかりましたって全然、ねっ、そういうことで聞くだけで何にも反応してないところあるやん。聞いてもこれは一緒のことを皆さんのところもそう話してますけどもうちよっとほんで、そういうのを取り上げてもらうたら多少なりとも恩恵、恩恵というかそういうことをしてももらうたらえいけど、何にもないずつに、まあいうたら意見交換ひとつも出しても、まあいうたら今言うたように一番皆が事業をできるような能のえいところへやって、重点的にそういう話や無いかというて私はそういうふうに感じます。我々の橋川野の地区の本当にもう水もないがやき、苦しんでおるところですき。水路の改修とか何とかできたらえいと思うたけど、なかなか難しい面もあると思いますけど、もうちよっとこう、えいところばっかし、重点的にやらいでもこういうところをちよっと、もうちよっと見てももらうたらと思うてね、私そう思いまして、意見がたがたになりましたけどすいません、そういうことです。

事 務 局	すいません、有難うございます。武内さんだけやのうていろいろ意見がそういう意見が上がってきちゅうのも確かです。補助整備から何十年も経って全然できてないというようなこともこの農業委員会だけやのうてですね、他のところからも上がってきちゅうのも聞いてます。また市長、副市長共ですねそういった話も普段からしよります。ただまあ農業委員会としてはおっしゃる通りで意見を上げんと市長の市長部局の方へ通りませんので、またそういう意見をですね、僕の方から必ず市長の方へ言いますので、またすいませんが、よろしくお願い致します。
推 進 委 員 (1 0 番) 議 長	はい。 他にありませんか。
推 進 委 員 (1 1 番) 議 長	すいません。 はい。
推 進 委 員 (1 1 番)	今の武内さんの意見に関連しておりますが、私ところなども非常に山間部で不利なところですよ。それでこれ読みますと新神賀橋兩岸の集落というのは狭小で不正境な棚田が多いため、農道・水路などの農業生産基盤の維持管理に努め、農地の保全を図っていくと書いておられます。で、具体的にはどういうことを計画されておるか、そこが前から知りたいところです。すいません、7ページの下の方。
事 務 局	現地点ではですね、具体的な施策というのは定まってはいるとこなんですけど、今後これに一応回答が無いとそういう施策も出来ないの、地区の要望とかこの間地域計画の話し合いでも基盤整備事業の説明もさせていただきましたけども、要望出していただいてこちらで検討していくという形になろうかと思えます。
推 進 委 員 (1 1 番)	すいません、その要望ですけど、あの、機会があるたびにもう足掛け 5 年位私はしております。それで具体的な返事は一個も聞いておりません。仕方なく自力で今いろいろやっておりますけど、それじゃあ、いかんでしょう。
事 務 局	水路とか農道の管理については地元じゃあ、結構負担もあるってことで、というのはこちらでも把握しております。それで、そういった補助事業についても経営の耕作条件改善事業とかその新版のような感じでこれって地域計画の説明会の中でも説明させていただいたものかと思えますけれども。そういったことも検討しておって制度化を検討しておるところですのでご理解していただけたらと思います。 今回、武内委員、平田委員から話が出ちゅうところについて農林の方に見に行ってもらいます。委員さんに話を聞いて。ちょっとどこかわかってないっていう状況ではちょっと話にならんと思うて、前は川島課長 5 年兼任しちよったんで、知っちゅうはずながですが、それが全然通ってないのはいかんと思うていっぺんちょっと川島課長と話をしますんで、僕の方から、ちゃんと聞きに行けって言いますき、すいません。
推 進 委 員 (1 0 番)	すいません、私のところはこれから、自分ところで申請して多面を利用して多面的事業で水路を直したり、もう取を直したり、もうそういうのが少しずつ直してやってます。

事 務 局	どういふ要望があるかっていうことが、まず岡村班長も今全然わかってないんで、そこからうちがスタートせなあいかんと思うんで、いっぺん、そこは話にいくように僕から言いますんで。
推 進 委 員 (10 番)	大体その資料を私らあは大体のを市長の時に出してありますんで、その資料があるはずです。
事 務 局	幸雄さん、僕とやった時ですか、それ。僕とやった時はまた違う意見だったんですけど。平田さんも水道の話やったんで。僕はその話は聞いてないんですけど。
推 進 委 員 (11 番)	法光院さんの
事 務 局	やっぱり、そうじゃお。 僕は聞いてないんです。その話は。 ちょっと川島君に聞きますき。 いっぺん連絡します。連絡させますき。
議 長	第 1 回目の議長の会議の時に僕は一緒におりましたけど、その話は出てました。
事 務 局	出ちよったです。それ僕は知らんき。この前のは一緒に 2 人とも出てもろうて話をしました、それは。
推 進 委 員 (10 番)	あれは農業委員じゃのうて、
事 務 局	あれは電話の話。
推 進 委 員 (10 番)	農業の関するがで言うたら今回は全般的な話で構いませんということでなったから要望を出した 겁니다。
議 長	それで多面で直しゆうて、うちの部落も直しゆうんですけど、金額的によけいじゃないき、ちょっとしか直らんですよね。
推 進 委 員 (10 番)	うん、そうそう、少しずつ直してやってます。
議 長	それやったら長い時間かかるきよね、市とかがちよとね、考えてもろうてやってもろうた方が早うね。水が、水が無いと田も出来んしね。
事 務 局	でも農業委員会ってこういう話をするためにあるわけですから、そりゃあ、そうですよ。それを僕ら上げなあいかんので、すいません、それほいたら話をさせてもらいます。
推 進 委 員 (10 番)	会長さんが言うように水が 1 番大事です。ということは萩野川だけの水ですきね。太郎丸、下野尻、それから萩野・岩改・橋川野、橋川野は下の端やからもう水はこんわけよ。ほんで堰を何とか直してやろうとしても堰を台風などで大規模に壊れたら、台風で飛んだら直してくれるということで。
議 長	昔あったね、災害復旧いうてね。台風が来たら直る。
事 務 局	災害来たらさらに大規模に直りますのでえいはえいですけど、そんなことよ

りも念に祈りよつてもいかんですき。

推進委員
(10番)
議長

橋川野も地区が、私の地区でも75以上でしょ。やる人が、もう大変です。

貴重な意見有難うございます。他にありませんか

———質疑なし———

議長

格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続いて第7号議案、その他の案件についてです。事務局より何かありますか。

事務局

それでは利用権、資料としては利用権設定等申出書、この資料についての説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法の制度が令和7年3月31日をもって終了しています。そのため2月12日から3月27日までに提出された申出書及び届出書については専決を行っています。

新規については15件、再設定が6件、期間の変更が2件の 合計23件となっています。

今回個別には説明いたしません。資料で確認をお願いします。以上です

すいません、利用権設定は3月31日でご承知の通り終わりました。実は本来は定例会へかけるってことでしたが、この前の会の時にですね、ぎりぎり4月に来られる方もいらっしゃるってことで、専決をさせてほしいということでご承認をいただき、前会長の方の決済でこの方については3月末までの受付分について利用権設定の方でやらせてもらってるということです。他の市町村につきましては2月で終わりというところが多くございました。まだちょっと利用権設定が今回中間管理機構に変わったということをまだ十分に知られてない方も中にはぼつぼつおられましたし、なかなかややこしいという話で来られた方もおりました。ほんで今やったら何とかできますきということで利用権設定をこちらでやらせてもらいました。4月以降ですね、ちょっとまた中間管理機構っていう新しい制度に移ります。今中間管理機構の制度のいろいろ揺り動きがありまして中間管理機構がお金のやり取りを全部やるっていうパターンも今まで説明してきた通り、ありますし、やっぱりそのお金のやり取りは個人間でしたいというようなものも認めるというオクケも出てきております。ただですね、農業委員会へ通ったり、それから県の公社の方へ通ったり、前みたいに1ヶ月2ヶ月ですぐに貸し借りができますってならないんで、そこがちょっと時間かかります。この前も中間管理機構の担当の方とお話をさせてもらいましたが、まだそういうことが十分理解されてない方もいらっしゃると思いますのでそれにつきましては「そんな許可を田植えも終わってしまってもう間に合わん」、言う人も中にはございますのでそこはちょっと大目にみちゃってほしいというようなことは機構の方にもお話をしておりますので、本来は貸し借りが書類上整った時点でということもありますけれども、やっぱりそういう苗を植えたり、そういったものがなくなってくる時期がございますので、そこは大目にみるというような形では進んでおりますのでひょっとと委員さんの方でそういうことを聞かれたら手続きには行ってくれと先に作りよつてもそれは何かそこまで言わんぞって言いよつたでって言うてもろ

うたらいいと思いますので、すいませんが、よろしくお願い致します。

議長 以上報告がありました。何かご質問はありませんか。

———質疑なし———

事務局 すいません、その他の案件のことですが、もうお配りしてる通り、農地パトロールは今年度は私の方が担当させていただきます。それで一応確認させていただいたんですが、新しい委員さんとか入っていただいている関係で、ちょっと連絡先とか入れさせていただいてるんですけど、ひょっと間違いとか、スケジュールはあくまで予定ですので当日前後とか委員さんの都合とかで悪ければ調整いただいてってことでさせていただこうと思いますので、今のところこの予定でさせていただこうと思います。よろしくお願いします。

議長 その他何かありませんか。

推進委員 (10番) すいません、電話番号ですが、これは農業委員と推進委員の電話番号は我々にかけても個人情報ということは関係ないんですか。構いませんか。

事務局 前回のからなのかも知れませんが、農業委員会便りを年1回発行してますが、前回の委員さんの改正の時に写真と連絡先ということで載せていただけてますけど、その時に電話番号も載せてます。それが全戸配布でいってますので、そこはちょっと携帯はっていうことがあったらば、固定電話とかいうこともあると思うんですけども、基本的には載せていただけてますので、今回配ってる分はあくまで委員さん、推進委員さんにしかお渡ししてませんので、支所の担当には渡してますけど、他、外には出してませんので、あくまでこの中で配布とはなってます。だよりで番号は公表されていますので目につくところにはあります。

推進委員 (10番) ほんなら農業委員はかまんね。

事務局 はい。

議長 はい、他にありませんか。

———質疑なし———

議長 特に無いようですので以上で定例会を終了したいと思います。
この後農地利用最適化推進委員の意見交換会に入りたいと思いますが、少しの間休憩をします。14時30分まで休憩を。

閉会 (14時22分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

岡田 修一 

署

名

人

石村 純吉 

署

名

人

藤原 新市 